大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

	第 1 部 総則P 1
	第 2 部 災害予防P 26
地震・津波対策編	第 3 部 災害応急対策P 32
	第 4 部 災害復旧・復興P 47
	第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画P 50

地震・津波対策編

第1部 総則

第3章 大分県における地震・津波の特性

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

(略)

日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M7.6 前後の規模の地震が約200年に1回の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は10%程度とされている。また、ここでは、M7.1 前後の規模の地震が約20年~27年に1回の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は70~80%とされている。

安芸灘~伊予灘~豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7~M7.4の規模の地震が過去約400年間で6回(およそ67年に1回)の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は約40%程度とされている。

(略)

2 活断層型地震

(略)

「万年山-崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百-3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.003%以下とされ、Zランクに評価されている。

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

(略)

表1 県内に被害を及ぼした地震

(略)

2016年4月16日	人分宗中部	別付巾、田仲巾で莀及り物、宝巾町杓で莀
(平成 28)	M = 5.7	度4以上を観測。
熊本地震		人的被害:災害関連死(災害弔慰金法に基
		づき災害が原因で死亡したと認め
		たれた方)が3名、重傷者11

第3章 大分県における地震・津波の特性

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

(略)

日向灘を震源とする地震は、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明で、 同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク(不明)とされている。M7.0~M7.5程度の地震は過去約100年で5回(およそ20.6年に1回)の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。

安芸灘 ~ 伊予灘 ~ 豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、 $M6.7 \sim M7.4$ の規模の地震が過去約 400 年で7回(およそ60.3年に1回)の頻度で発生しており、同様な地震が今後 30年以内に発生する確率は約 40%程度とされている。

(略)

2 活断層型地震

(略)

「万年山-崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百-3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

(略)

表1 県内に被害を及ぼした地震

(略)

2016年4月16日	大分県中部	別府市、由布市で震度 6 弱、全市町村で震
(平成 28)	M = 5.7	度4以上を観測。
能本地震		人的被害:災害関連死(災害弔慰金法に基
/// The D/K		づき災害が原因で死亡したと認め
		たれた方)が3名、重傷者11
		名、軽傷者 22 名。

地震・津波対策編 第1部 総則

改正前	改正後
名、軽傷者 22 名。 住家被害:全壊 9 棟、半壊 222 棟、一部損 壊 8,062 棟。 道路被害:216 件(国道 17 件、県道 38 件、市町村道等 159 件)	住家被害:全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害:216件(国道17件、県道38件、市町村道等159件) 2022年1月22日 日向灘

第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定

2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせて、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする(平成31年3月策定、計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間。)。

第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定

2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせて、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする(平成31年3月策定、計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間。)。既に最終目標を達成した指標について更に取り組みを推進するとともに、コロナ禍社会への対応をはじめとする計画策定後における諸情勢の変化に的確に対応し、計画を着実に推進するため、計画中間年にあたる令和3年度に中間見直しを実施した。全56目標指数のうち、目標指数を見直した。

柱	施策項	具体的	ア!	クションプラ		目標指標	直近の実	績値	数値目	標
	目	な施策		ン				年度		年度
		項目		項目						
1	(1)津	1)津波	1	海岸保全施	1	海岸保全	26.1km	H29	32.9km	<u>H35</u>
事	波防災	に強い		設の整備		施設整備				
前	対策	地域構				延長				

柱	施策項	具体的	ア・	クションプラ		目標指標	直近の実	績値	数値目	標
	目	な施策		ン				年度		年
		項目		項目						度
1	(1)津	1)津波	1	海岸保全施	1	海岸保全	26.1km	H29	32.9km	<u>R5</u>
事	波防災	に強い		設の整備		施設整備				
前	対策	地域構				延長				

地震・津波対策編

					改ī	正前											改	E後				
防		造の構	2	耐震強化岸	2	耐震強化	54%	H29	66%	<u>H32</u>	防	ī		造の構	2	耐震強化岸	2	耐震強化	54%	H29	68%	<u>R5</u>
災		築		壁の整備		岸壁整備					災	٤		築		壁の整備		岸壁整備				
						率												率				
			3	河川堤防の											3	河川堤防の						
				耐震対策												耐震対策						
			4	水門等の津											4	水門等の津						
				波対策の推												波対策の推						
				進									_			進						
		2)安全	5	津波ハザー										2)安全	5	津波八ザー						
		で確実		ドマップの										で確実		ドマップの						
		な避難		活用支援										な避難		活用支援						
		の確保	6	津波避難訓										の確保	6	津波避難訓						
				練の実施												練の実施						
			7	住民等への	3	県民安	26,281 人	H29	<u>37,000</u>	<u>H35</u>					7	住民等への	3	県民安	26,281 人	H29	149,000	<u>R5</u>
				情報提供		全・安心			人							情報提供		全・安心			<u>件</u>	
						メール及												メール及				
						び防災ア												び防災ア				
						プリの登												プリの登				
						録数												録数				
	(2)建	1)住	8	住宅の耐震		住宅の耐	75%	H27	82%	<u>H32</u>			(2)建	1)住	8	住宅の耐震		住宅の耐	75%	H27	82%	<u>R2</u>
	築物の	宅・公		化		震化率							築物の	宅・公		化		震化率				
	耐震化	共施設	9	警察署の耐	5	警察署の	93%	H29	100%	<u>H35</u>			耐震化	共施設	9	警察署の耐	5	警察署の	93%	H29	100%	<u>R5</u>

地震・津波対策編

				改.	正前										改ī	E後				
等	等の耐		震化		耐震化率						等	等の耐		震化		耐震化率				
	震化の	10	消防庁舎の	6	消防庁舎	92%	H29	100%	<u>H35</u>			震化の	10	消防庁舎の	6	消防庁舎	92%	H29	100%	<u>R5</u>
	促進		耐震化		の耐震化							促進		耐震化		の耐震化				
					率											率				
		11	病院の耐震	7	病院の耐	82%	H29	90%	<u>H35</u>				11	病院の耐震	7	病院の耐	82%	H29	90%	<u>R5</u>
			化		震化率									化		震化率				
		12	社会福祉施	8	社会福祉	96%	H29	98%	<u>H35</u>				12	社会福祉施	8	社会福祉	96%	H29	98%	<u>R5</u>
			設の耐震化		施設の耐									設の耐震化		施設の耐				
					震化率											震化率				
		13	特定建築物	9	特定建築	88%	H29	<u>94%</u>	<u>H32</u>				13	特定建築物	9	特定建築	88%	H29	97%	<u>R5</u>
			の耐震化		物の耐震									の耐震化		物の耐震				
					化率											化率				
	2)一般	14	エレベータ									2)一般	14	エレベータ						
	建築物		ーの閉じ込									建築物		ーの閉じ込						
	の安全		め防止									の安全		め防止						
	性の確	15	家具等の固	10	家具(テ	44%	H29	50%	<u>H35</u>			性の確	15	家具等の固	10	家具(テレ	44%	H29	50%	<u>R5</u>
	保		定化		レビ、タ							保		定化		ビ、タン				
					ンス、食											ス、食器				
					器棚等)											棚等)の固				
					の固定率											定率				
		16	ガラス等の										16	ガラス等の						

地震・津波対策編 第1部 総則

אי ו	א טאיי בור			改ī	E前								改正	E後				
			飛散防止									飛散防止						
		17	ブロック塀								17	ブロック塀						
			の倒壊防止									の倒壊防止						
		18	水管橋等の	11	既存施設	90%	H29	95%	<u>H33</u>		18	水管橋等の	11	既存施設	90%	H29	95%	<u>R5</u>
			耐震化〔県		の耐震化							耐震化〔県		の耐震化				
			企業局管		率							企業局管		率				
			理:電気事									理:電気事						
			業〕									業〕						
		19	水路工作物	12	既存施設	39%	H29	<u>73%</u>	<u>H33</u>		19	水路工作物	12	既存施設	39%	H29	90%	<u>R5</u>
			の耐震化調		の耐震調							の耐震化調		の耐震調				
			查〔県企業		查率							査〔県企業		查率				
			局管理:電									局管理:電						
			気事業〕									気事業 〕						
		20	浄水場等の	13	既存施設	45%	H29	<u>64%</u>	<u>H33</u>		20	浄水場等の	13	既存施設	45%	H29	<u>76%</u>	<u>R5</u>
			耐震化〔県		の耐震化							耐震化〔県		の耐震化				
			企業局管		率							企業局管		率				
			理:工業用									理:工業用						
			水道事業〕									水道事業〕		AA 1. I				
		21	水道施設	14	給水ネッ	20%	H29	100%	<u>H33</u>		21	水道施設	14	給水ネッ	20%	H29	80%	<u>R5</u>
			(隧道)の劣		トワーク							(隧道)の劣		トワーク				
			化状況等の		を活用し							化状況等の		を活用し				
			点検〔県企		た水道施							点検〔県企		た水道施				

地震・津波対策編

				改ī	E前									改ī	E後				
			業局管理:		設(隧道)								業局管理:		設(隧道)				
			工業用水道		点検率								工業用水道		点検率				
			事業〕										事業〕						
(3)火	1)出火	22	感震ブレー							(3)火	1)出火	22	感震ブレー						
災対策	防止対		カー等によ							災対策	防止対		カー等によ						
	策		る火災対策								策		る火災対策						
			の促進										の促進						
		23	住宅用火災	15	推計設置	80%	H29	100%	<u>H35</u>			23	住宅用火災	15	推計設置	80%	H29	100%	<u>R5</u>
			警報器の設		率								警報器の設		率				
			置										置						
		24	重点密集市	16	改善した	20.4ha	H29	26.4ha	<u>H32</u>			24	重点密集市	16	改善した	20.4ha	H29	26.4ha	<u>R5</u>
			街地の整備		重点密集								街地の整備		重点密集				
					市街地の										市街地の				
					面積										面積				
	2)避難	25	ブロック塀								2)避難	25	ブロック塀						
	体制の		の倒壊防止								体制の		の倒壊防止						
	整備		(再掲)								整備		(再掲)						
		26	自動販売機									26	自動販売機						
			の転倒防止										の転倒防止						
		27	無電柱化の									27	無電柱化の						
			推進										推進						
(4)土砂	災害・	28	土砂災害対	17	土砂災害	29.4%	H29	31.8%	<u>H35</u>	(4)土砂	災害・地	28	土砂災害対	17	土砂災害	29.4%	H29	31.8%	<u>R5</u>

地震・津波対策編

				改	正前									改ī	E後				
地盤災害	対策		策(土石流		対策施設					盤災害対	対策		策(土石流		対策施設				
			対策・がけ		整備率								対策・がけ		整備率				
			崩れ対策・										崩れ対策・						
			地すべり対										地すべり対						
			策)										策)						
		29	山地災害の	18	山地災害	2,158地	H29	2,162	<u>H35</u>			29	山地災害の	18	山地災害	2,158地	H29	2,209	<u>R5</u>
			防止対策		危険地区	区		地区					防止対策		危険地区	区		地区	
					整備数										整備数				
(5)ラ	1)ライ	30	ライフライ	19	官民連携	1 回	H29	1 回	毎年	(5)ラ	1)ライ	30	ライフライ	19	官民連携	1 回	H29	1 回	毎
イフラ	フライ		ン事業者と		会議の開				度	イフラ	フライ		ン事業者と		会議の開				年
イン・	ンの確		の連携強化		催					イン・	ンの確		の連携強化		催				度
インフ	保対策	31	水道施設の	20	基幹管路	142.6km	H29	<u>168</u> km	<u>H35</u>	インフ	保対策				ライフラ	1回	<u>R3</u>	1 🔟	<u>毎</u>
ラの			基幹管路の		の耐震化					ラの					イン事業				<u>年</u>
確保対			耐震化		延長					確保対					者との訓				<u>度</u>
策										策					練等の実				
	2)情報	32	大分県防災												<u>施</u>				
	インフ		情報システ									31	水道施設の	20	基幹管路	142.6km	H29	<u>246</u> km	R5
	ラの確		ムの整備・										基幹管路の		の耐震化				
	保対策		充実										耐震化		延長				
	3)交通	33	道路橋の耐	21	緊急輸送	91%	H29	100%	<u>H31</u>		2)情報	32	大分県防災						
	施設の		震補強		道路にお						インフ		情報システ						
	安全・				ける橋梁						ラの確		ムの整備・						

地震・津波対策編 第1部 総則

				改ī	E前									改ī	E後				
	機能確				耐震補強						保対策		充実						
	保対				率						3)交通	33	道路橋の耐	21	緊急輸送	91%	H29	100%	R1
	策、広										施設の		震補強		道路にお				
	域連携										安全・				ける橋梁				
	のため										機能確				耐震補強				
	の交通										保対				率(昭和				
	基盤確										策、広				55 年より				
	保										域連携				古い基準)				
(6)液状(化対策	34	被害の未然								のため								
			防止(地盤								の交通				緊急輸送	11.9%	R2	27.5%	<u>R5</u>
			災害防止)								基盤確				道路にお				
											保				ける橋梁				
(7)防災都	教育・	35		22	地域の実	100%	H29	100%	毎年						<u>耐震補強</u>				
防災訓練	の充実		る防災教育		情に応じ				度						<u>率(平成</u>				
			の推進		た避難訓										8年より				
					練等の実										古い基準)				
					施率					(6)液状	化対策	34	被害の未然						
		36	地域・保護										防止(地盤						
			者と連携し										災害防止)						
			た学校防災								教育・防	35	学校におけ	22	地域の実	100%	H29	100%	毎
			組織の構築							災訓練の)充実		る防災教育		情に応じ				年
		37	地震体験車	23	地震体験	11,243人	H29	11,000	毎年				の推進		た避難訓				度

地震・津波対策編

				改.	正前								改	E後				
			等の活用		車等によ			人以上	度					練等の実				
					る体験者									施率				
					数(1年						36	地域・保護						
					度間)							者と連携し						
		38	総合防災訓									た学校防災						
			練の実施									組織の構築						
(8)ボラ	ンティ	39	災害ボラン	24	大分県災	6名	H30	22 名	<u>H34</u>		37	地震体験車	23	地震体験	11,243人	H29	11,000	
アとの連	携		ティアセン		害時社協							等の活用		車等によ			人以上	
			ターの体制		支援専門									る体験者				
			整備		員数									数(1年度				
(9)総	1)事前	40	防災グッズ											間)				
合的な	防災に		フェアの開											防災 V R	147,926	<u>R2</u>	300,000	
防災力	関する		催											及び防災	<u> </u>			
の向上	情報の	41	フォーラム											啓発動画				
	周知		等の開催											の視聴回				
		42	県民防災意											数(1年				
			識調査の実											度間)				
			施								38	総合防災訓						
												練の実施						
	2)地域	43	自主防災組	25)	自主防災	96.7%	H29	100%	<u>H35</u>	(8)ボランティア	39	災害ボラン	24	大分県災	6名	H30	22名	
	防災力		織の結成促		組織率					との連携		ティアセン		害時社協				
	の向上		進									ターの体制		支援専門				

地震・津波対策編

		改	正前									改ī	E後				
	-		-								整備		員数				
44	防災士の養	26	自主防災	71.5%	H29	100%	<u>H35</u>	(9)総	1)事前	40	 防災グッズ						
	成		組織等							40							
			(住民 30					合的な	防災に		フェアの開						
			人以上)					防災力	関する		催						
			への防災					の向上	情報の	41	フォーラム						
			士確保割						周知		等の開催						
			合							42	県民防災意						
											識調査の実						
45	女性防災士	27	防災士に	13.5%	H29	20%	<u>H35</u>				施						
	の養成		おける女						2)地域	43	自主防災組	25	自主防災	96.7%	H29	100%	<u>R5</u>
			性防災士						防災力		織の結成促		組織率				
			の割合						の向上		進						
										44	防災士の養	26	自主防災	71.5%	H29	100%	<u>R5</u>
46	総合防災訓										成		組織等(住				
	練の実施												民 30 人以				
	(再掲)												上)への防				
47	自主防災組	28	自主防災	58.8%	H29	90%	<u>H32</u>						災士確保				
	織の活動促	40	組織避難	J0.0%	1123	30/0	1132						割合				
	進									45	女性防災士	27)	防災士に	13.5%	H29	20%	<u>R5</u>
	進		訓練等実								の養成		おける女				
			施率	(=0.00)	Lina	(400%)	llag						性防災士				
				(76.3%)	H29	(100%)	<u>H32</u>	<u> </u>	l			1					l

地震・津波対策編

	715 14C: 2				改.	正前									改	E後				
						(津波浸										の割合				
						水想定区							46	総合防災訓						
						域内に居								練の実施						
						住地域が								(再掲)						
						ある自主							47	自主防災組	28	自主防災	58.8%	H29	90%	<u>R5</u>
						防災組織								織の活動促		組織避難				
						等)								進		訓練等実				
			48	地域におけ	29	消防団員	91.1%	H29	91.7%	毎年						施率				ı
				る消防の充		の条例定				度							(76.3%)	H29	(100%)	<u>R5</u>
				実・強化		数に対す										(津波浸水				ı
						る割合										想定区域				ı
		3)企業	49	企業防災と												内に居住				ı
		等との		地域防災の												地域があ				
		地域と		連携												る自主防				
		の連携														災組織等)				
2	(1)災害	対策本	50	市町村の災	30	災害対策	9市町村	H29	18 市町	<u>H33</u>			48	地域におけ	29	消防団員	91.1%	H29	91.7%	毎
災	部の機能	強化		害対策本部		本部設			村					る消防の充		の条例定				年
害				の機能強化		置・運営								実・強化		数に対す				度
発				への支援		訓練等実										る割合				
生						施市町村						3)企業	49	企業防災と						
時						数						等との		地域防災の						
対			51	市町村の業	31)	業務継続	9 市町村	H29	18 市町	<u>H33</u>		地域と		連携						

地震・津波対策編

				改ī	正前											改ī	E後				
応			務継続計画		計画			村				(の連携								
٤			(BCP)の策		(BCP)策					2	2	(1)災害対	策本部	50	市町村の災	30	災害対策	9 市町村	H29	18 市町	<u>R5</u>
7			定への支援		定市町村					5	ĭ.	の機能強化	ዸ		害対策本部		本部設			村	
h					数					1					の機能強化		置・運営				
^	(2)救助・救命	52	災害派遣医	32	大分 DMAT	507人	H29	600人	<u>H35</u>	多	Ě				への支援		訓練等実				
0	対策		療チームの		隊員登録					4	Ė						施市町村				
備			機能強化		者数					B	寺						数				
え		53	災害医療コ	33	災害医療	25 人	H29	60 人	<u>H35</u>	文	寸			51	市町村の業	31)	業務継続	9 市町村	H29	18 市町	<u>R3</u>
			ーディネー		コーディ					Ji	2				務継続計画		計画(BCP)			村	
			ト体制整備		ネーター					٤	=				(BCP) <u>等</u> の		策定市町				
					数					1	-				策定への支		村数				
	(3)医療対策	54	災害拠点病	34	災害拠点	93%	H29	100%	<u>H31</u>	*	เ				援		受援計画	7 市町村	<u>R2</u>	18 市町	<u>R5</u>
			院の機能強		病院の耐						\						策定市町			<u>村</u>	
			化		震化率					d	ס						村数				
										17	崩	(2)救助・	救命対	52	災害派遣医	32	大分 DMAT	507人	H29	600人	<u>R5</u>
				35	多数の傷	86%	H29	100%	<u>H35</u>	7	Ĺ	策			療チームの		隊員登録				
					病者の受										機能強化		者数				
					入れを想									53	災害医療コ	33	災害医療	25 人	H29	60 人	<u>R5</u>
					定した災										ーディネー		コーディ				
					害実動訓										ト体制整備		ネーター				
					練を実施												数				
					した災害							(3)医療対	策	54	災害拠点病	34	災害拠点	93%	H29	100%	<u>R1</u>

地震・津波対策編

				改	正前									改	E後				
					拠点病院								院の機能強		病院の耐				
					の割合								化		震化率				
(4)消	1)消防	55	消防広域化											35	多数の傷	86%	H29	100%	
火活動	力の充		の推進												病者の受				
等	実・強														入れを想				
	化	56	自主防災組	再	自主防災	58.8%	H29	90%	<u>H32</u>						定した災				
			織の活動促	掲	組織避難										害実動訓				
			進(再掲)		訓練等実										練を実施				
					施率										した災害				
						(76.3%)	H29	(100%)	<u>H32</u>						拠点病院				
					(津波浸										の割合				
					水想定区					(4)消	1)消防	55	消防広域化						
					域内に居					火活動	力の充		の推進						
					住地域が					等	実・強	56	自主防災組	再	自主防災	58.8%	H29	90%	
					ある自主						化		織の活動促	掲	組織避難				
					防災組織								進(再掲)		訓練等実				
					等)										施率				
																(76.3%)	H29	(100%)	
	2)避難	57	住民等への	再	県民安	26,281 人	H29	<u>37,000</u>	<u>H35</u>						(津波浸水				
	体制の		情報提供	掲	全・安心			人							想定区域				
	確立		(再掲)		メール及										内に居住				
					び防災ア										地域があ				

地震・津波対策編

				改	正前									改	E後				
					プリの登										る自主防				
					録数										災組織等)				
(5)緊	1)交通	58	緊急輸送道								2)避難	57	住民等への	再	県民安	26,281人	H29	149,000	Ī
急輸送	規制対		路の整備								体制の		情報提供	掲	全・安心			<u>件</u>	
のため	策、交										確立		(再掲)		メール及				
の交通	通路の														び防災ア				
の確	応急復														プリの登				
保・	旧等														録数				
緊急輸	2)緊急	59	民間物流事	36	総合防災	1 回	H29	1 回	毎年	(5)緊	1)交通	58	緊急輸送道						
送活動	輸送・		業者との協		訓練(実				度	急輸送	規制対		路の整備						
	搬送体		力体制の確		動訓練)					のため	策、交								
	制の強		$\dot{\underline{\Upsilon}}$		での訓練					の交通	通路の								
	化				回数					の確	応急復								
				37	官民連携	1 回	H29	1 回	毎年	保・	旧等								
					会議の開				度	緊急輸	2)緊急	59	民間物流事	36	総合防災	1 回	H29	1 回	
					催					送活動	輸送・		業者との協		訓練(実動				
											搬送体		力体制の確		訓練)での				
(6)燃料	の把	60	交通確保・								制の強		立		訓練回数				
握・確保	₹		輸送体制の								化			37	官民連携	1 回	H29	1 回	
			充実(燃料												会議の開				
			の確保)												催				
(7)食料	・水、	61	民間物流事	再	総合防災	1 回	H29	1 回	毎年						民間物流	1 回	<u>R3</u>	1 回	

地震・津波対策編

				改ī	E前									改	E後				
生活必需	品等の		業者との協	掲	訓練(実				度						事業者と				年
物資の調	達		力体制の確		動訓練)										の会議等				<u>度</u>
			立(再掲)		での訓練										の実施				
					回数					(6)燃料	の把握・	60	燃料優先供						
				再	官民連携	1 回	H29	1 🛭	毎年	確保			給体制の構						
				掲	会議の開				度				<u>築</u>						
					催					(7)食料	・水、生	61	民間物流事	再	総合防災	1 回	H29	1 💷	毎
		62	備蓄スペー	38	市町村指	23.4%	H29	30%	<u>H35</u>	活必需品	等の物		業者との協	掲	訓練(実動				年
			スの確保・		定避難所					資の調達	Ē		力体制の確		訓練)での				度
			分散化		数に占め								立(再掲)	再	訓練回数	1 回	H29	1 回	
					る備蓄箇									掲	官民連携				毎
					所数の割										会議の開				年
					合										催				度
(8)避	1)災害	63	避難行動要	39	平常時か	41%	H29	60%	<u>H35</u>					再	民間物流	<u>1 回</u>	<u>R3</u>	1 🔲	毎
難者等	時要配		支援者への		ら地域へ									揭	事業者と				<u>年</u>
への対	慮者に		避難支援		避難行動										の会議等				<u>度</u>
応	対する				要支援者										<u>の実施</u>				
	支援				名簿情報							62	備蓄スペー	38	市町村指	23.4%	H29	38.5%	<u>R5</u>
					を提供し								スの確保・		定避難所				
					ている者								分散化		数に占め				
					の割合										る備蓄箇				
															所数の割				

地震・津波対策編

				改ī	正前									改ī	E後				
		64	福祉避難所	40	福祉避難	62.6%	H29	100%	<u>H35</u>						合				
			の <u>指定</u>		所(福祉					(8)避	1)災害	63	避難行動要	39	平常時か	41%	H29	60%	<u>R5</u>
					避難スペ					難者等	時要配		支援者への		ら地域へ				
					ースを含					への対	慮者に		避難支援		避難行動				
					む)を <u>指</u>					応	対する				要支援者				
					<u>定</u> してい						支援				名簿情報				
					る小学校										を提供し				
					区の割合										ている者				
		65	外国人への	41	通訳・翻	18 人	H29	30 人	<u>H35</u>						の割合				
			支援		訳ボラン							64	福祉避難所	40	福祉避難	62.6%	H29	100%	<u>R5</u>
					ティア確								の確保		所(福祉避				
					保数										難スペー				
															スを含む)				
2)	避難	66	女性防災士	再	防災士に	13.5%	H29	20%	<u>H35</u>						を <u>確保</u> し				
者	及び		の養成(再	掲	おける女										ている小				
応	急住		掲)		性防災士										学校区の				
宅	需要				の割合										割合				
等	への	67	備蓄スペー	再	市町村指	23.4%	H29	<u>30%</u>	<u>H35</u>			65	外国人への	41	通訳・翻	18 人	H29	24 人	<u>R3</u>
対	応		スの確保・	掲	定避難所								支援		訳ボラン				
			分散化(再		数に占め										ティア確				
			掲)		る備蓄箇										保数				
					所数の割										災害時外	50 人	<u>R3</u>	150 人	<u>R5</u>

地震・津波対策編 第1部 総則

			改ī	正前									改ī	E後				
				合										国人支援				
	68	避難者の情												<u>人材育成</u>				
		報に関する												<u>数</u>				
		ニーズの把								2)避難	66	女性防災士	再	防災士に	13.5%	H29	20%	<u>R5</u>
		握及び情報								者及び		の養成(再	掲	おける女				
		提供体制の								応急住		掲)		性防災士				
		充実								宅需要				の割合				
	69	複数の安否								等への	67	備蓄スペー	再	市町村指	23.4%	H29	38.5%	R5
		確認手段を								対応		スの確保・	掲	定避難所				
		使用するこ										分散化(再		数に占め				
		との重要性										掲)		る備蓄箇				
		の周知												所数の割				
	70	被災建築物	42	被災建築	848 人	H29	750 人	毎年						合				
		応急危険度		物応急危			以上	度			68	避難者の情						
		判定士の確		険度判定								報に関する						
		保		士の登録								ニーズの把						
				者数(安								握及び情報						
				定した確								提供体制の						
				保数)								充実						
	71	被災宅地危	43	被災宅地	584 人	H29	600人	<u>H34</u>			69	複数の安否						
		険度判定士		危険度判								確認手段を						
		の確保		定士の登								使用するこ						

地震・津波対策編

				改ī	E前								改ī	E後				
					録者数							との重要性						
												の周知						
		72	応急仮設住	44	建設可能	18 市町村	H29	18 市町	毎年		70	被災建築物	42	被災建築	848 人	H29	750 人以	毎
			宅供給体制		地データ			村	度			応急危険度		物応急危			上	年
			の確立		整備市町							判定士の確		険度判定				度
					村数(精							保		士の登録				
					度の高い									者数(安定				
					情報の維									、 した確保				
					持)									数)				
		73	円滑な避難	45	避難所運	13 市町	H29	18 市町	<u>H31</u>		71	被災宅地危	43		584 人	H29	600 人	R4
			所運営の実		営マニュ			村			' '	険度判定士		危険度判	00470	1120	000)(11.4
			現		アル策定							の確保		定士の登				
					市町村数							の唯体						
(9)帰	1)滞留	74	宿泊場所の	46	協定締結	4 市町	H29	17 市町	<u>H35</u>		70	<u> </u>	4.4	録者数	40 	1100	40 	
宅困難	に伴う		確保		市町数						/2	応急仮設住	44	建設可能	18 市町村	H29	18 市町	毎
者等へ	混乱の											宅供給体制		地データ			村	年
の対応	防止	75	観光客への									の確立		整備市町				度
			支援											村数(精度				
														の高い情				
	2)円滑	76	コンビニ、	47	協定締結	12 社	H29	15 社	<u>H35</u>					報の維持)				
	な帰宅		外食店等立	.,	事業者数	12 12	20	.011	1.00		73	円滑な避難	45	避難所運	13 市町	H29	18 市町	<u>R1</u>
	のため		ち寄り所と		ᆉᄍᄇᄊ							所運営の実		営マニュ			村	
	071207		ら可り別と									現		アル策定				

地震・津波対策編

				改ī	E前									改ī	E後				
	の支援		して利用												市町村数				
		77	無電柱化の							(9)帰	1)滞留	74	宿泊場所の	46	協定締結	4 市町	H29	17 市町	<u>R5</u>
			推進(再掲)							宅困難	に伴う		確保		市町数				
										者等へ	混乱の	75	観光客への						
		78	ブロック塀							の対応	防止		支援						
			の倒壊防止								2)円滑	76	コンビニ、	47	協定締結	12 社	H29	15 社	<u>R5</u>
			(再掲)								な帰宅		外食店等立		事業者数				
											のため		ち寄り所と						
(10)保健征	衛生・	79	災害時健康								の支援		して利用						
防疫対策			危機管理支									77	無電柱化の						
			援チーム										推進(再掲)						
			(DHEAT)の									78	ブロック塀						
			体制整備										の倒壊防止						
		80	被災地域の										(再掲)						
			衛生環境の							(10)保健	建衛生・	79	災害時健康						
			維持							防疫対策	ŧ		危機管理支						
													援チーム						
		81	被災者の入										(DHEAT)の						
			浴支援										体制整備						
(11)遺体外	処理対	82	広域火葬計	48	市町村説	1 回	H29	1回				80	被災地域の						
策			画及び葬祭		明会の開				度				衛生環境の						
			用品確保体		催回数								維持						

地震・津波対策編

				改	正前									改	E後				
			制の周知									81	被災者の入						
(12)災害	房棄物	83	災害廃棄物	49	災害廃棄	2 回	H29	2 回	毎年				浴支援						
等の処理	対策		の円滑な処		物処理研				度	(11)遺体	処理対	82	広域火葬計	48	市町村説	1 🗇	H29	1 回	Ī
			理		修会の開					策			画及び葬祭		明会の開				
					催								用品確保体		催回数				
(13)防	1)発災	84	防災情報の										制の周知						
災情報	時にお		収集体制の							(12)災害	E廃棄物	83	災害廃棄物	49	災害廃棄	2 回	H29	2 回	Ī
対策	ける防		充実							等の処理	型対策		の円滑な処		物処理研				
	災情報	85	関係機関と										理		修会の開				
	の共有		の情報共有												催				
	化									(13)防	1)発災	84	防災情報の						
	2)マス	86	広報する情							災情報	時にお		収集体制の						
	メディ		報の集約及							対策	ける防		充実						
	アとの		び広報								災情報	85	関係機関と						Ī
	連携等										の共有		の情報共有						
(14)社会	秩序の	87	社会秩序維								化								
確保・安	定		持のための								2)マス	86	広報する情						
			活動								メディ		報の集約及						
(15)	1)孤立	88	孤立集落の	50	避難所情	1 回	H29	1 回	毎年		アとの		び広報						
様々な	する危		通信手段の		報に関す				度		連携等								
地域的	険度が		確保		るサイン					(14)社会	余秩序の	87	社会秩序維						
課題へ	高い集				旗を使用					確保・多	定		持のための						

地震・津波対策編

	改正前											改正後									
	の対応	落への				した訓練									活動						
		対応				等実施回						(15)	1)孤立	88	孤立集落の	50	避難所情	1 回	H29	1 回	毎
						数						様々な	する危		通信手段 <u>等</u>		報に関す				年
					51	衛星携帯	-	1	1 回	毎年		地域的	険度が		の確保		るサイン				度
						電話の操				度		課題へ	高い集				旗を使用				
						作訓練等						の対応	落への				した訓練				
						実施回数							対応				等実施回				
		2)農	89	ため池対策	52	整備ため	518 箇所	H29	572 箇	<u>H35</u>							数				
		業、漁				池数			所								津波避難	-	-	<u>50%</u>	<u>R5</u>
		業等の	90	海岸保全施	再	海岸保全	8.491km	H29	9.77km	<u>H35</u>							後救援ポ				
		地場産		設の整備	掲	施設整備											イントに				
		業被害		(再掲)		延長											おける住				
		の防止															民避難訓				
		及び軽															練実施率				
		減 														51	衛星携帯	-	-	1 回	毎
		3)文化	91	文化財にお	53	文化財の	95%	H29	100%	<u>H35</u>							電話の操				年
		財の防		ける耐震対		現状に応											作訓練等				度
		災対策		策の推進		じた修理											実施回数				
I						や耐震対							2)農	89	ため池対策	52	整備ため	518 箇所	H29	572 箇所	<u>R5</u>
						策の実施							業、漁				池数 				
	(16)広域		92	広域的な応									業等の	90		再	海岸保全	8.491km	H29	9.77km	<u>R5</u>
	支援体制	川の確立		援要請(職									地場産		設の整備	掲	施設整備				

地震・津波対策編

改正前										改正後											
			員の派遣及										業被害		(再掲)		延長				
			び派遣あっ										の防止								
			せんの要										及び軽								
			請)										減								
3	(1)被災者等の	93	災害被災者										3)文化	91	文化財にお	53	文化財の	95%	H29	100%	<u>R5</u>
復	生活再建等の支		住宅再建支										財の防		ける耐震対		現状に応				
旧	援		援制度によ										災対策		策の推進		じた修理				
			る支援														や耐震対				
復		94	地震保険の	54	地震保険	24.6%	H29	30.5%	<u>H35</u>								策の実施				
興			加入促進		加入世帯							(16)広域	連携・	92	広域的な応						
					率							支援体制	の確立		援要請(職						
		95	迅速かつ確												員の派遣及						
			実な罹災証												び派遣あっ						
			明の交付体												せんの要						
			制の確保												請)						
	(2)経済の復興	96	企業への事	55	BCP 策定	65%	H29	100%	<u>H35</u>	3		(1)被災者	皆等の生	93	災害被災者						
			業継続計画		企業の割					復		活再建等	の支援		住宅再建支						
			(BCP)の策		合(大企					旧					援制度によ						
			定支援(大		業)										る支援						
			企業)							復				94	地震保険の	54	地震保険	24.6%	H29	30.5%	<u>R5</u>
		97	企業への事	56	BCP 策定	23%	H29	<u>30%</u>	<u>H35</u>	興					加入促進		加入世帯				
			業継続計画		企業の割												率				

地震・津波対策編

改正前					改	E後				
(BCP)の策 合(中小			95	迅速かつ確						
定支援(中 企業)				実な罹災証						
小企業)				明の交付体						
				制の確保						
		(2)経済の復興	96	企業への事	55	BCP 策定	65%	H29	100%	<u>R5</u>
				業継続計画		企業の割				
				(BCP)の策		合(大企				
				定支援(大		業)				
				企業)						
			97	企業への事	56	BCP 策定	23%	H29	38%	<u>R5</u>
				業継続計画		企業の割				
				(BCP)の策		合(中小企				
				定支援(中		業)				
				小企業)						
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 5	章 防災関係機	関の	処理すべき	事系	8又は業務	の大綱			
(略)	(略	-	· +414 EIE	1						
3 指定地方行政機関 (略)		指定地方行政 :略)	(I						
(9)第七管区海上保安部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安	(9)第七管区海	上保	·安 <u>本</u> 部(大	分海	上保安部、	津久見分	室、何	左伯海上的	宋安
署)		子) 〔略)								
(略)		, " ロ ノ								

地震・津波対策編

改正前	改正後
(12)九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、大分川ダム工事事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川河川事務所、筑後川河川事務所、筑後川河川事務所、筑後川河川国道事務所) (13)九州総合通信局(略) 八 災害時における通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。 (略) 5 指定公共機関 (12)日本郵便株式会社(大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。 ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。 (新設)	(12)九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所) (13)九州総合通信局(略) 八 災害時における通信機器、移動電源車 <u>可搬型発電機</u> 及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。 (略) 5 指定公共機関 (12)日本郵便株式会社(大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (エ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。 (ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぼ生命委託業務の非常取扱いに関すること。 ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。 (13)ソフトバンク株式会社 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。 (14)楽天モバイル株式会社(九州営業部) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。 (略)
6 指定地方公共機関 (略) (13)太平洋セメント株式会社大分工場 災害時における災害廃棄物の処理に関すること。 (新設)	6 指定地方公共機関 (略) (13)太平洋セメント株式会社大分工場 災害時における災害廃棄物の処理に関すること。 (14)社会福祉法人大分県社会福祉協議会

地震・津波対策編

改正前	改正後
	イ 災害ボランティアに関すること。 ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。 八 生活福祉資金の貸付に関すること。

地震・津波対策編 第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え

大分県において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保する ための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、

「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

第2章 災害に強いまちづくり

第4節 都市・地域の防災環境整備

(略)

2 都市の防災構造化 (九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課、道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

(略)

(2)都市の防災構造化に関する事業の実施 地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下 のとおりである。

イ 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え

大分県において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保する ための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、

「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

第2章 災害に強いまちづくり

第4節 都市・地域の防災環境整備

(略)

2 都市の防災構造化 (九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課、道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・ 港湾課・砂防課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

(略)

(2)都市の防災構造化に関する事業の実施 地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下 のとおりである。

イ 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図る

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前

第6節 公共施設等の災害予防

- 5 携帯通信施設災害予防(KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州)
- (1)通信施設災害予防事業の基本方針

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に伴い、都道府 県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著し い被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定 められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するもの について平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成する ことができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、平成28年度を初年度とする第5次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

第3章 災害に強い人づくり

【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災 知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、

第6節 公共施設等の災害予防

5 携帯通信施設災害予防(KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

ため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行

(1)通信施設災害予防事業の基本方針

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に伴い、都道府 県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著し い被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定 められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するもの について平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成する ことができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

第3章 災害に強い人づくり

【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災 知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、

地震・津波対策編 第2部 災害予防

民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にし</u>つつ実施するものとする。

第1節 自主防災組織

(略)

2 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は令和3年4月1日時点で3,561組織、組織率は97.6%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和2年度実績で43.8%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

第2節 防災訓練

(略)

2 総合防災訓練の実施

(略)

(6)広域避難に関する訓練

第3節 防災教育

1 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難 行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、 防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、<u>学校における</u>防災 教育の重要性が改めて認識された。 民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

第1節 自主防災組織

(略)

2 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で3,565組織、組織率は97.86%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和3年度実績で45.6%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

第2節 防災訓練

(略)

2 総合防災訓練の実施

(略)

(6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

第5節 要配慮者の安全確保

第5節 要配慮者の安全確保

地震・津波対策編 第2部 災害予防

(略)

(3)福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(略)

福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DCAT)の体制の充実を図る。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化

(略)

(2)受援計画の策定

県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定<u>や応援</u>職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

(略)

(略)

(3)福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(略)

福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制の充実を図る。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 初動体制の強化

(略)

(2)受援計画の策定

県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定<u>をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、</u>応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

(略)

地震・津波対策編 第2部 災害予防

2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

(略)

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。

(略)

6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)

(略)

港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港 (拠点港)の整備を促進する。また、地震災害時においても航路等の機能を確保するため、航路等に沿った護岸等を管理する者に対して、適切な維

2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・ 消防保安室)

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

また、<u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中</u>長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

(略)

(5)広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防へリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。また、県は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(略)

6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)

(略)

港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港 (拠点港)の整備を促進する。また、地震災害時においても航路等の機能を確保するため、航路等に沿った護岸等を管理する者に対して、適切な維

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
持管理を指導する。 また、 <u>道の駅を活用した広域的な復旧・復興の活動拠点づくりに取り組</u> <u>む。</u>	持管理を指導する。 また、 <u>防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける道の駅の機能</u> 強化に努める。
第3節 津波からの避難に関する事前の対策 (略) 5 津波避難のための意識啓発 (略) (2)県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。	第3節 津波からの避難に関する事前の対策 (略) 5 津波避難のための意識啓発 (略) (2)県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。

第2章 活動体制の確立

第1節 組織

(略)

2 災害発生時における県の組織体制

(略)

(3)災害対策本部

(略)

(二)処理すべき主な事項

(略)

f .各部の主な処理事務

(略)

【福祉保健医療部】

- ・救急医療体制の確率
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DCAT)等の派遣

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

第2章 活動体制の確立

第1節 組織

(略)

2 災害発生時における県の組織体制

(略)

(3)災害対策本部

(略)

(二)処理すべき主な事項

(略)

f . 各部の主な処理事務

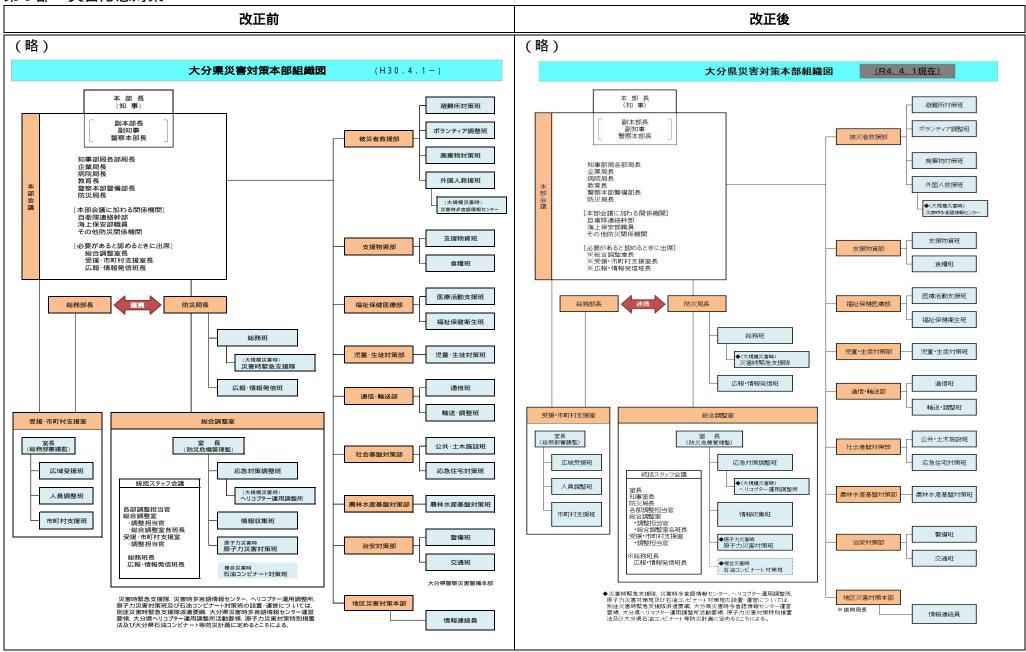
(略)

【福祉保健医療部】

- ・救急医療体制の確率
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の派遣

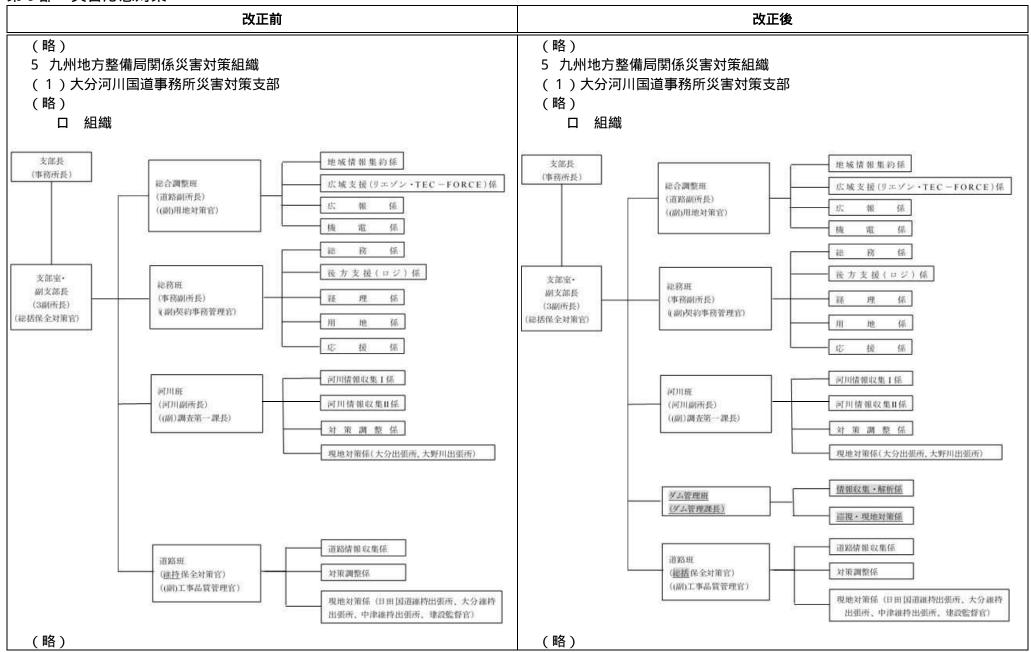
地震・津波対策編

第3部 災害応急対策



地震・津波対策編

第3部 災害応急対策



地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
二 連絡窓口 総合調整班(防災課) (略) 1 0 九州旅客鉄道(株)大分支社災害対策本部 (1)設置の基準 災害を防止し、又は迅速な発災時の災害復旧を図るため、必要により 災害対策本部を設ける。 (2)組織 本部長 (支社長) 本部員 (各課長) (3)設置場所 大分支社内	二連絡窓口総合調整班(地域防災調整官) (略) 10九州旅客鉄道(株)大分支社災害対策本部 (1)設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき (2)組織 本部長 (支社長) (支社長) (3)設置場所 九州旅客鉄道(株)大分支社内
 第3節 通信連絡手段の確保 (略) 県本庁内の通信連絡手段の確保 (略) 防災関係機関の保有する通信機能の確認 < 通信・輸送部通信班 > (略) 被災地における通信連絡手段の確保 < 通信・輸送部通信班 > 被災地への防災行政無線の持ち込み 孤立防止対策用衛星電話の活用 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携 	第3節 通信連絡手段の確保 (略) 県本庁内の通信連絡手段の確保 (略) 防災関係機関の保有する通信機能の確認 < <u>総務班、</u> 通信・輸送部通信班 > (略) 被災地における通信連絡手段の確保 被災地への防災行政無線の持ち込み < 総務班 > 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携 < 通信・輸送部通信班 >
(略) 2 県における通信連絡手段の確保 <u>総合調整室情報収集班及び通信・輸送部通信班</u> は、県庁内及び被災地と の通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)	(略) 2 県における通信連絡手段の確保 <u>総務班及び総合調整室情報収集班、通信・輸送部通信班</u> は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達(略)

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前 改正後 1 基本方針(地震) 1 基本方針(地震) (略) (略) (1)地震・津波に関する情報の概要 (1)地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびそ 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびそ

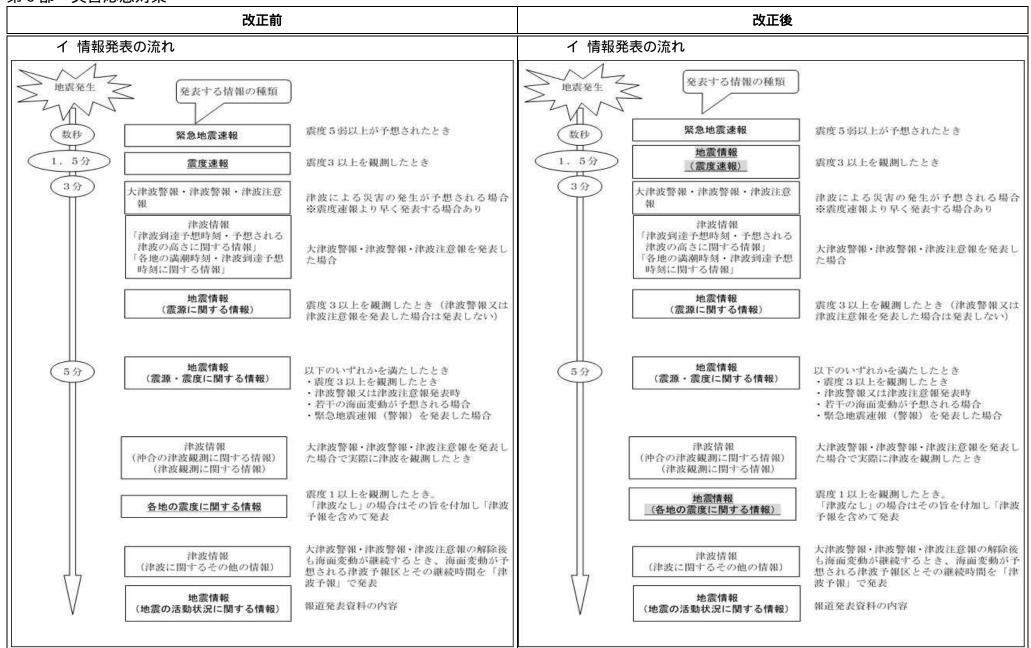
の周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、 震源と地震の規模(マグニチュード)を決め、防災関係機関が速やか に必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情 報を発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが 伝わる前に緊急地震速報 (警報)を発表する。

の周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、 震源と地震の規模(マグニチュード)を決め、防災関係機関が速やか に必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情 報を発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが 伝わる前に緊急地震速報 (警報)を発表する。 震源が近い場所では強 い揺れに間に合わない場合もある。

地震・津波対策編



地震・津波対策編

改正前				改正後			
口 用語解説				口 用語解説			
情幸	日の種類 しゅうしゅう	解説		情報	の種類	解説	
			緊急地震速報(警報)		震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報 <u>(警報)</u> が強い揺れの到達に間に合わない。		
震度	<u>き速報</u>	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名(九州・山口県は36地域に分割)とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。		大津波警報・津波警 報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域(九州・山口県では16に区分した津波予報区)に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。	
	津波警報・津波 服・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域(九州・山口県では16に区分した津波予報区)に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を発表する。日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。	津 注 を 		刻・予想される	また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。 津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻(10分単位(遠地地震については30分単位))や予想される津波の高さ(5段階の数値(メートル単位)、または2種類の定性的表現で発表)、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))震央地名を発表する。	
津	時刻・予想され る津波の高さ	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻(10分単位(遠地地震については30分単位))や予想される津波の高さ(5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表)地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))震央地名を発表する。		津波情	各地の満潮時刻・津波到達予 想時刻に関する 情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻(1分単位)と津波到達予想時刻(10分単位、遠地地震については30分単位)、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名を発表する。 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、	
波情	各地の満潮時 刻・津波到達予 想時刻に関す る情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の 満潮時刻(1分単位)と津波到達予想時刻(10 分単 位、遠地地震については30 分単位)、地震の震源要素 (発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュ		報	津波観測に関する情報	及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報 が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。	
報	津波観測に関	ード))、震央地名を発表する。 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、 及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表す			沖合の津波観測 に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報 区単位で発表する。	
	する情報	る。当該津波予報区において大津波警報または津波警報 が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値			津波に関するそ の他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想 される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」	

地震・津波対策編

改正前				改正後					
		ではなく「観測中」の言葉で発表する。				として発表する。			
		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から 推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単 位で発表する。 津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想さ れる場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」とし		地震	震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名(九州・山口県は36地域に分割)とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。			
地震	震源に関する情報	て発表する。 震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2~5分程度で発表する。この情報は、強い揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応(即時対応)に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。			震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2~5分程度で発表する。この情報は、強い揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応(即時対応)に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。			
報	震源・震度に関 する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若 干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を 発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も 含めて発表する。			1 1	情	情 報	震源・震度に関 する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。
	<u>地の震度に関す</u> 青 <u>報</u>	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源 要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。		I I	各地の震 <u>度に関</u> する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。			

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
地震回数に関する 情報 地震の活動状況に	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を 発表する。 気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。		地震回数に関する情報 地震の活動状況に関	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を 発表する。 気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。	
関する情報	対象月が報道光衣を打りたこと、その内台を光衣する。		する情報	以家川が報道光衣を打りたこと、その内台を光衣する。	

第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達

(略)

- 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制
- (1)災害情報・被害情報の収集体制の確立

(略)

ル その他

大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿など</u>SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

第7節 市町村への支援

(略)

2 市町村への支援

1 で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

第9節 防災ヘリコプターの運用の確立

(略)

9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整

大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部(以下、この節で「本部」という。) にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び 安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプタ

第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達

(略)

- 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制
- (1)災害情報・被害情報の収集体制の確立

(略)

ル その他

大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

第7節 市町村への支援

(略)

2 市町村への支援

1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第9節 防災ヘリコプターの運用の確立

(略)

9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整

大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部(以下、この節で「本部」という。)にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前 改正後

運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとす。 る。

また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、 特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要が生じた場合は、局地情 報提供所の開設を検討する。

局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとと もに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関 する協力を求めるものとする。

その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県へリコプタ 安全運航確保計画」によるものとする。

第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

(略)

自衛隊の災害派遣のための組織体制確立 < 総務班 > 自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ

災害派遣要請に必要な情報の収集・分析

第5節で収集した情報の分析<総合調整室応急対策調整班> 市町村等からの派遣申請の受理<総合調整室情報収集班、地区災害対策 本部庶務班 >

派遣要請事項の検討(自衛隊連絡幹部等との事前協議)<総合調整室統 括スタッフ会議 >

第16節 交通確保・輸送対策

(略)

(略)

- 5 陸上輸送体制
- (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。 また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、 特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要が生じた場合は、局地情報 提供所の開設を検討するほか、必要に応じて、国土交通省に対し、無人航 空機(ドローン等)の飛行を禁じる緊急用務空域の指定を依頼するものと する。

局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとと もに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関す る協力を求めるものとする。緊急用務空域が指定されたときは、指定公共 機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うもの とする。

その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプタ 一安全運航確保計画」によるものとする。

第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

(略)

自衛隊の災害派遣のための組織体制確立 < 総合調整室応急対策調整班 > 自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ

災害派遣要請に必要な情報の収集・分析

第5節で収集した情報の分析<総合調整室応急対策調整班> 市町村等からの派遣申請の受理<総合調整室応急対策調整班> 派遣要請事項の検討(自衛隊連絡幹部等との事前協議)<総合調整室統 括スタッフ会議 >

第16節 交通確保・輸送対策

(略)

- 5 陸上輸送体制
- (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(略)

地震・津波対策編

改正前	改正後
(2)道路(緊急輸送道路)の応急復旧(略)(新設)	(2)道路(緊急輸送道路)の応急復旧(略) (3)災害時における交通マネジメント (イ)九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント(1)及び交通システムマネジメント(2)からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を設置する。 (ロ)県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。 (ハ)検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。 (二)検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。 1 交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組 2 交通システムマネジメント:道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組
<u>(3)</u> 輸送手段等の確保 (略)	<u>(4)</u> 輸送手段等の確保 (略)
6 海上輸送体制 (略)	6 海上輸送体制 (略)
(2)港湾、漁港の応急復旧	(2)港湾、漁港の応急復旧

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

(略)

二 漂流物集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した<u>漂流</u>物の集積場所を確保する。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

(略)

また、活断層型地震の影響が予想される地域では、地震の際、活断層型と 海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある<u>海溝型地震の</u>場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、<u>活断層型</u>地震による到達時間が短い津波を想定して行動することが必要である。

第4章 被害者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

(略)

5 避難所の運営管理

(略)

(3)避難所での食料・水・生活必需品の配布

県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調整・輸送に関し情報共有を図る。

市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(略)

二 障害物集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した<u>障害</u>物の集積場所を確保する。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

(略)

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、<u>想定</u>にとらわれずに行動することが必要である。

第4章 被害者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

(略)

5 避難所の運営管理

(略)

(3)避難所での食料・水・生活必需品の配布

県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配

地震・津波対策編

改正前	改正後
(略)	<u>慮した食料の確保・配付等に努めるものとする</u> 。 また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)
6 避難所生活者の保護・救援	6 避難所生活者の保護・救援
(略)	(略)
(3)災害派遣福祉チームの派遣・調整	(3)災害派遣福祉チームの派遣・調整
県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム <u>(DCA</u> T)を派遣する。	県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム <u>(DWA</u> T)を派遣する。
第3節 食料供給	第3節 食料供給
(略)	(略)
〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された	[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された
場合の、本節に基づく県の主要な活動〕	場合の、本節に基づく県の主要な活動]
(略)	略)
農林水産省 <u>政策統括官</u>	農林水産省 <u>農産局長</u>
(略)2 食糧供給の流れ(略)	(略)2 食糧供給の流れ(略)
(3)県における食料供給の実施(略)	(3)県における食料供給の実施(略)
口 食料の供給等	ロ 食料の供給等
食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。	食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。
(イ)政府所有米穀の緊急引渡し	(イ)政府所有米穀の緊急引渡し
(1) 政府所有木穀の緊急引渡し	(1) 政府所有未穀の緊急引渡し
農林水産省 <u>政策統括官</u> あてに要請する。	農林水産省 <u>農産局長</u> あてに要請する。
(略)	(略)
3 政府所有米穀の緊急引渡し	3 政府所有米穀の緊急引渡し
(1)市町村の手続	(1)市町村の手続
(略)	(略)
ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し	ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し
交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急	交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前 改正後 引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用 引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用 米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する 米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する 基本要領」に基づき、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。) 基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」とい う。) に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が政策統括 に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が農産局長に直接 官に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した 要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずそ 後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式(巻末資料 の旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式(巻末資料編参照)に より農産局長へ要請書を送付する。 編参照)により政策統括官へ要請書を送付する。 (略) (略) (3) 応急供給系統図 (3) 応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却 イ 知事に対する応急食糧の直接売却 引渡要請 荷渡指図書 引渡要請 荷渡指図書 引渡指示 引渡指示 呈示 呈示 売買契約 売買契約 受託事業 知事の指定 受託事業 知事の指定 被災者 被災者 政策統括官 農産局長 する引取人 する引取人 現品取引 現品取引 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡 ロ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡 売買契約 売買契約 引渡指示 引渡指示 受領証提出 受領証提出 被災者 被災者 市町村長 市町村長 市町村長 市町村長 政策統括官 受託事業 農産局長 受託事業 現品取引 現品取引 知事 知事 連絡 第8節 廃棄物処理 第8節 廃棄物処理 (略) (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理す 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理す る。 る。

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前 改正後 (1)国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処 (1)国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処 理を推進する。 理を推進する。 (2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を (2)大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を 持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。 持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。 (3)ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体 (新設) (3)災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とす 等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 (4)災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とす る。 (4)災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。 る。 (5)災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) (略) 2 行方不明者の捜索 2 行方不明者の捜索 (1)行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 (1)行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたの 町村及び関係機関への通報連絡にあたる。 ち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。 (略) (略) 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報 (1)行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報 (1)行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報 (略) (略) (2)埋葬に関する情報の集約・広報 (2)埋葬に関する情報の集約・広報 (略) (略) (新設) (3)安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速か つ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や 行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明 者の氏名等の公表に関する方針(令和4年3月31日伺定)」に基づいて 行うものとする。

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

(略)

また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた 委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な 災害に強い県土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画 を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進す るものとする。

加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

(略)

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

1 - 1 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等
又抜い内合	に関する法律に基づき支給。

第1章 災害復旧・復興の基本方針

(略)

また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた 委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な 災害に強い県土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画 を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進す るものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の</u> 高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

(略)

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

1 - 1 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

支援の種類	給付
= 控の中容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等
支援の内容	に関する法律に基づき支給。

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興

改正前			改正後		
2 支給額			2 支給額		
	生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内		生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内		
	その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		
	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある		1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある		
	方 <u>、外国人登録がある方</u>)の遺族。		方)の遺族。		
115 +v	2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、 子、 父	144	2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、 子、 父		
対象者	母、 孫、 祖父母、 いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死	対象者	母、 孫、 祖父母、 いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死		
	亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい		亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい		
	た者に限る)		た者に限る)		
	1 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害		1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害		
	2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の		2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の		
対象となる	災害	対象となる	災害		
災害	3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害	災害	3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害		
	4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災		4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災		
	害		害		
問合先	市町村	問合先	市町村		
1 - 2 災害	居中慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)	1 - 2 災害	等 弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)		
支援の種類	給付	支援の種類	給付		
	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等		1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等		
	補助金交付要綱等に基づき支給する。		補助金交付要綱等に基づき支給する。		
支援の内容	2 支給額	支援の内容	2 支給額		
	 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興

改正前			改正後		
	その他の者が死亡した場合:125万円を超えない範囲内		その他の者が死亡した場合:125万円を超えない範囲内		
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、 子、 父母、 孫、 祖父母、 いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)。	対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、 子、 父 母、 孫、 祖父母、 いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい た者に限る)。		
対象となる 災害	県内で発生した1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき(海上警報を除く) 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等	対象となる 災害	県内で発生した1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき(海上警報を除く) 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等		
問合先	市町村	問合先	市町村		

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等 概要

(1) 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約3 2時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の 昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

改正前

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)等に備えて、災害応急対策を実施する。

臨時情報の種類 具体的な基準 ・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 上前番トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等 概要

(1) 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

改正後

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している 状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必 要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、 後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワー	<u>各キーワードを付記する条件</u>
	<u>F</u>	
<u>地震発生</u>		下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震
<u>等から5</u>		に関する評価検討会」を開催する場合
~30分		<u>監視領域内 (注1) でマグニチュード 6.8 以上の地震 (注2)</u>
<u>後</u>	調査中	<u>が発生</u>
	<u> </u>	ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と
		認められる変化を観測
		その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変
		化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 5 部 角 ド ノ ノ 地	改正後
・南海トラフ地震の想定震源域内のブレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合・・想定震源域のブレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震が発生したと評価した場合・・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合	世震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 地震発生等から最短で2時間後 巨大地震 整戒 巨大地震 整戒 正大地震 整戒 正大地震 整戒 正大地震 達意 正大地震 注意 正大地震 注意 正大地震 を表現領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震(注2)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 (巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 (主1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。 (注2) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 (注3) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。。